事後調査報告書

平成23年6月9日

広島市長 様

事業者 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

住所

広島市中区基町 10番 52号

氏名

広島県

広島県知事 湯﨑 英彦

電話番号 082-228-2111

広島市環境影響評価条例第 31 条第 3 項の規定により、次のとおり事後調査報告書を提出します。

	<i>7</i> 0				8		
対	象	事	業	の	名	称	出島埋立地区廃棄物処分場設置
事	後	調	査	の	種	類	■ 工事の実施中 □ 工事の完了後
事	後調	査の	項	目及	び手	法	別紙1のとおり
事	後	調	查	の	結	果	別紙2のとおり
環均	竟の保	全の	ため	に講	じた措	置	環境影響評価書に記載している環境保全対策(汚 濁防止膜の事前展張,工事工程の管理等)を適切に 講じ,周辺環境への影響を最小限にとどめた。
そ			Ø			他	(委託業者名) 名 称 中外テクノス株式会社 代表者 代表取締役 福馬 勝洋 所在地 広島市西区横川新町 9 番 12 号

- (注) 1 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を「その他」の欄に記載してください。
 - 2 事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用した場合には、当該事業者以外の 者の名称及び当該情報の内容を「その他」の欄に記載してください。
 - 3 対象事業に係る施設等が他の主体に引き継がれた場合は、当該主体の氏名(法人にあっては、 その名称)並びに当該主体への要請の方法及び内容を「その他」に記載してください。
 - 4 記載事項を枠内に記入できないときは、別紙に記載し、添付してください。



別紙1

工事の実施中における事後調査の項目および手法

本事業における工事の実施中の事後調査の項目および手法は、表-1に示すとおりである。 また、調査地点は、図-1、図-2に示すとおりである。

	項目	地点数及び調査方法			
騒音	騒音	港湾整備事業既存監視点:3地点 調査頻度:工事の最盛期(1回/週),他の時期(1回/月) (平成10年 環境庁告示第64号)			
水質	水質(濁度)	港湾整備事業既存監視点: 基本監視点(5地点),対照点(2地点),補助監視点(5地点) 対象事業計画地追加調査:基本監視点(1地点) 調査頻度:浚渫・床堀施工時(1回/日),他の時期(1回/週) (水中濁度計)			
	水質(SS)	港湾整備事業既存監視点: 基本監視点(5 地点),対照点(2 地点),補助監視点(5 地点) 対象事業計画地追加調査:基本監視点(1 地点) 調査頻度:1回/週 (昭和46年 環境庁告示第59号)			

表-1 工事の実施中における事後調査の項目及び手法等

- (備考) 1 騒音監視調査は、港湾整備事業において実施されている埋立計画地背後の周辺3地点を併用することとし、図-1に示すとおりとした。
 - 2 水質監視調査は、港湾整備事業で実施されている地点を併用することを基本とし、 事業計画地周辺の1地点を基本監視点として追加することとした。

基本監視点は施行区域上の地点、対照点は海域代表点、補助点は基本監視点で監視 基準が満たされない場合の調査実施地点である。

3 平成22年度の水質監視調査地点は、別紙3の環境監視(水質)調査地点の考え方に基づき、図-2に示すとおりとした。

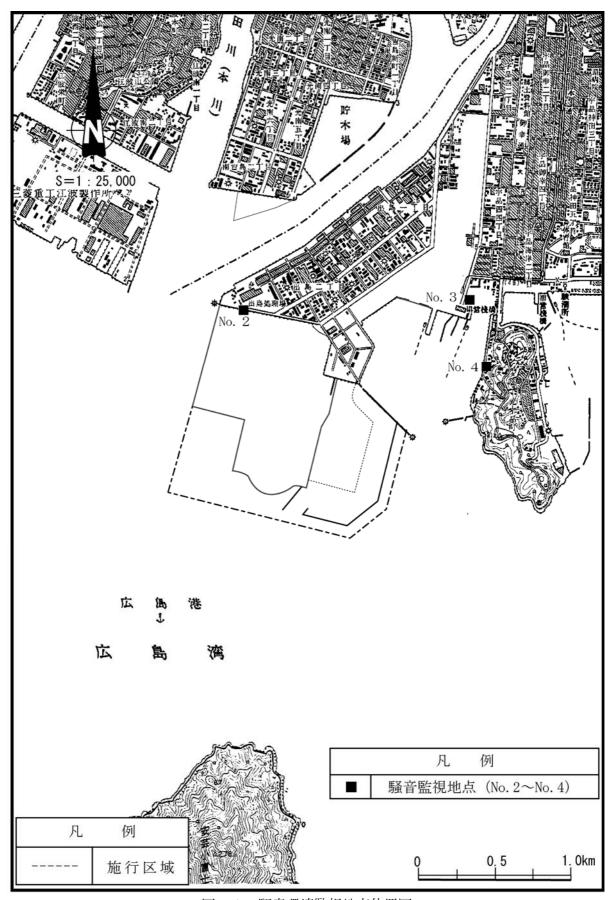


図-1 騒音環境監視地点位置図

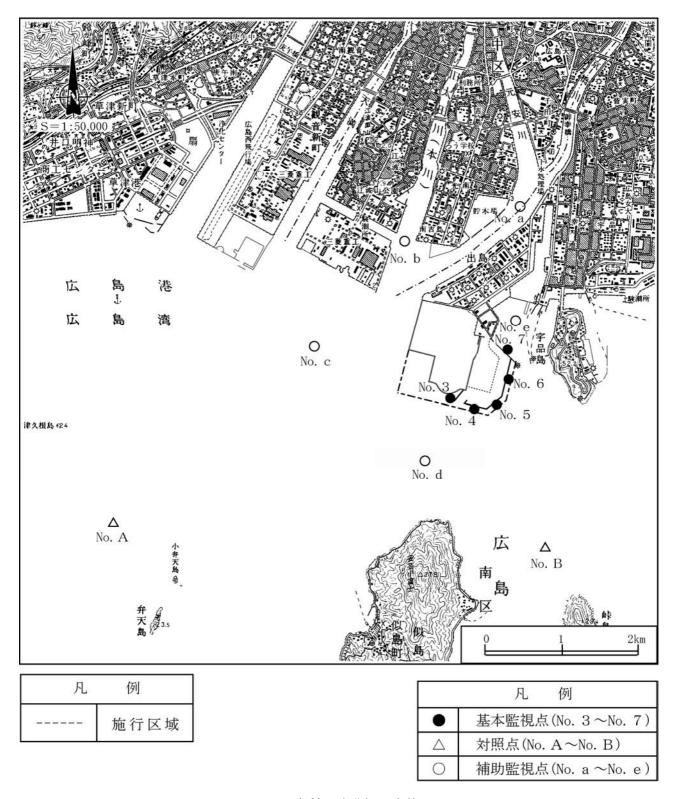


図-2 水質環境監視地点位置図